

入札説明書受領書

第二管区海上保安本部総務部経理課あて

契約件名	(秋田)A重油買入(単価契約) ・競争参加資格→「物品の販売」A、B、C又はD		
入札説明書受領年月日時	令和	年	月 日 午前・午後 時 分
申込業者氏名又は商号			
申込業者住所又は所在地			
担当者職名・氏名・連絡先	Tell Fax Mail		
電子・紙入札の別 (どちらかに○)	電子入札	紙入札	
入札説明書(仕様書含む)受領印 (担当者印)			
その他の (御社競争参加資格の記載等)			

※ホームページ又は郵送で入札説明書を受領された方へ

入札説明書の受領確認のため、上記各箇所記入のうえ、PDFを下記メールアドレスあて送付をお願いいたします。

メールアドレス： jcg-2keiri@gxb.mlit.go.jp

入札説明書

(最低価格落札方式)

調達番号 契船燃第6号

調達件名 (秋田) A重油買入(単価契約)

項目及び構成

- 1 契約担当官等
- 2 調達内容
- 3 競争参加資格
- 4 入札書の提出場所等
- 5 その他

添付物

- ・仕様書
- ・契約書(案)
- ・確認書
- ・委任状
- ・紙入札方式参加願
- ・別紙様式1-2 入札書

第二管区海上保安本部の調達契約にかかる入札公告（令和6年12月25日付）に基づく入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）及び政府調達に関する協定及びこれに基づく政令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官

第二管区海上保安本部長 長井 総和

2 調達内容

（1）契約件名及び数量

契約件名：（秋田）A重油買入（単価契約）

※本調達契約は、令和7年度予算の成立を条件とする。

数量：予定数量 1,000 KL

（2）納入期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日

（3）納入場所 秋田船川港秋田区停泊中の指定する海上保安庁船舶

（4）入札方法

本案件は、証明書等の提出、入札を電子調達システムで行なう対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、「紙入札方式参加願」を提出し、別紙様式1-2「入札書」により入札すること。

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、

- ① 入札者は、調達案件の履行に要する一切の諸経費を含め上記物品の契約金額を予定数量の総価で見積もるものとする。
- ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
- ③ 入札者は、仕様書等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において仕様書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

（5）入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格

- （1） 予決令第70条の規定に該当しないものであること。なお未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- （2） 予決令第71条の規定に該当しない者であること。また、当本部から指名停止の措置を受け、指名停止中の者でないこと。
- （3） 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において、

「物品の販売」のA、B、C又はDランク

に格付けされ、東北地域の競争参加資格を有する者であること。（ただし、指名停止期間中にあるものは除く。）また、令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）の申請を行うこと。なお、競争参加資格を有しない入札者は速やかに資格審査申請を行う必要がある。

競争参加資格審査に関する問い合わせ先は、次のとおり。

〒 985-8507 宮城県塩釜市貞山通3-4-1

第二管区海上保安本部 総務部 経理課 入札審査係

TEL 022-363-0111 (内線2224)

- （4） 電子調達システムによる場合は、電子証明書を取得していること。
- （5） 電子調達システムによる場合で、次の事項に該当する者は、競争に参加することができない。
 - ① 他人の電子証明書を不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者
 - ② 代表者、受任者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者等の電子証明書を使用して入札に参加した者
 - ③ 同一案件に対し、同一業者が故意に複数の電子証明書を使用して入札に参加した者

4 入札書の提出場所等

- (1) 電子調達システムのURL
政府電子調達（G E P S）
<https://www.p-potal.go.jp/pps-web-biz/>
- (2) 紙入札方式による入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒 985-8507 宮城県塩釜市貞山通3-4-1
第二管区海上保安本部 総務部 経理課 入札審査係
TEL 022-363-0111 (内線2224)
- (3) 紙入札及び電子調達システムによる入札書類データ（証明書等）の受領期限
令和7年1月24日15時00分
- (4) 紙入札及び電子調達システムによる入札書の受領期限
令和7年2月18日15時00分
- (5) 紙入札の場合の入札書の提出方法
- ① 入札書は別紙様式1-2にて作成し、直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、封皮に氏名（法人の場合は名称又は商号）及び「令和7年2月20日開札、〔(秋田) A重油買入(単価契約)〕の入札書在中」と朱書しなければならない。
 - ② 郵便（配達証明又は書留郵便に限る。）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「令和7年2月20日開札入札書在中」と朱書し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書し、上記4（2）宛に入札書受領期限までに到着するよう送付しなければならない。
 - ③ 電報、電話による入札は認めない。
 - ④ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (6) 入札の無効
- ① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び次に該当する入札は無効とする。
 - ア 競争参加資格のある者であっても、入札時において、第二管区海上保安本部長から指名停止措置を受け指名停止期間中にある者のした入札
 - イ 委任状が提出されていない代理人のした入札
 - ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
 - エ 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
 - オ 金額を訂正した入札
 - カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - キ 公正な競争の執行を妨げたもの又は公正な価格を乱し、若しくは不正な利益を得るため連合した者の入札
 - ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
 - ② 電子入札参加者にあっては、電子証明書を不正に使用して行なった入札
- (7) 入札の延期等
- ① 入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず若しくは入札の執行を延期し又はこれを取り止めことがある。
 - ② 電子調達システムの長時間に渡る不調のため、開札等の手続きが行なえない場合は、入札・開札の執行を延期することがある。
- (8) 代理人による入札
- ① 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時までに「委任状」を提出しなければならない。
 - ② 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(9) 入札者又は代理人の押印省略による入札

入札者又は代理人が入札書の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、入札書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載すること。

(10) 開札の日時及び場所

令和7年2月20日 13時30分

宮城県塩釜市貞山通三丁目4番1号

第二管区海上保安本部 4F 入札室

(11) 開札

- ① 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に關係のない職員を立ち会わせて行う。
- ② 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。
- ③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- ④ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- ⑤ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。
再度入札の時間については、原則として開札手続きを行なったのち30分後に行なうこととするので、電子入札者は再度入札通知書を必ず確認すること。
ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。
- ⑥ 入札執行回数：原則として、2回以内とする。

5 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望するものは、競争参加資格の確認資料として、下記入札書類データ（証明書等）を4（3）の受領期限までに提出すること。

- ・電子調達システムにより入札を行う者は下記の書類を電子調達システムにより提出すること
 - ① 令和4・5・6年度国土交通省一般競争参加資格（全省庁統一資格）における資格決定通知書の写し
 - ② 「確認書」
- ・紙入札方式にて参加を希望する者は下記の書類を提出すること
上記①のほか、
 - ③ 「紙入札方式参加願」

また、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

競争資格審査の確認は、申請書及び資料の提出期限日に行い、その結果は令和7年1月31日までに電子調達システム（紙により申請した場合は、紙）にて通知する。

(3) 落札者の決定方法 最低価格落札方式とする

- ① 本入札説明書4に従い入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- ② 落札者となるべき者が二人以上あるときは、紙入札の場合は、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。それ以外の場合は、別途日時を設定のうえ、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に關係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

- ③ 契約担当官等は、落札者を決定したときは、その翌日から 7 日以内にその旨を落札者とされたな
かった入札者に書面により通知する。
- ④ 予定価格が 1 千万円を超える工事又は製造その他請負契約については、契約の相手方となるベ
き者の申込みにかかる価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされな
いおそれがあるとき認められるとき、またはその者と契約を締結することが公正な秩序を乱すこ
ととなるおそれがあるって、著しく不適当と認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格を
もって申込みをしたほかの者のうち、最低価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とす
ることがある。
- ⑤ 予決令第 85 条の基準に該当する入札を行った者は、契約担当官等の行う調査に協力しなけれ
ばならない。

(4) 契約書の作成

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとす
る。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときはまず、その者が契約書の
案に記名押印し、さらに、契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するも
のとする。
- ③ 上記②の場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の 1 通を契約の相手方
に送付するものとする。
- ④ 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ本契約は確定しないものと
する。

(5) 支払条件

請負業者が油類を納入した後 1 ヶ月ごとに取りまとめ、翌月に提出する適法な支払い請求書を受理
した日から 30 日以内に、第二管区海上保安本部において、その代金を支払うものとする。

(6) 異議の申立

入札者は、入札後、この入札説明書、仕様書、契約書案等についての不明を理由として異議を申
立てることはできない。

(7) 電子入札方式の証明書等に使用するアプリケーション及びバージョンについては次のいずれかとす
る。

- ・一太郎 Pro4形式以下の保存
- ・Microsoft Word Word2016形式以下の保存
- ・Microsoft Excel Excel2016形式以下の保存
- ・PDFファイル AcrobatDC以下で作成のもの
- ・画像ファイル JPEG形式及びGIF形式

(8) 電子入札方式の証明書等を圧縮する必要がある場合は、次の方針とする。なお、各々の自己解凍方
式は使用出来ない。

- ・LZH方式またはZIP方式

(9) 電子入札により送信された入札価格または、書面により入札箱に投函された入札書については、第
二管区海上保安本部入札・見積者心得書第 6 各号に該当するものを除き、送信（投函）された入札書
は有効な入札書として取扱うものとする。従って入札金額の誤記入等の錯誤又は積算ミス等を理由と
して入札書の無効の訴えは提起できないものとする。

また、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、原則として指名停止措置が講じられるので注意さ
れたい。

(10) 入札に参加する者は、入札説明書等の交付を手交、または郵送によらない場合、ホームページから
ダウンロードのうえ内容を熟読すること。ダウンロードをしない場合は入札に参加できない場合があ
る。

(11) 入札希望者／契約者は『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（令
和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決
定）を踏まえて人権尊重に取り組むように努める。

【案】

令和7年度
契船燃第6号

燃料油類売買単価契約書

燃料油類売買単価契約書

- 1 件 名 (秋田) A重油買入(単価契約)
- 2 品 名 A重油(1種1号)
- 3 数 量 予定数量 1,000 K L
- 4 契 約 金 額 単価 金 ***,*** 円／K L
うち取引に係る消費税額および地方消費税額 金 **,*** 円／K L
- 5 納入期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 6 納入場所 秋田船川港秋田区停泊中の指定する海上保安庁船舶
- 7 契約保証金 免 除

上記燃料油類の買入について、支出負担行為担当官 第二管区海上保安本部長 *** * * * * * を発注者とし、
*** * * * * * を受注者として、次の条件により売買契約を締結する。

(総 則)

第1条 受注者は、仕様書等に基づき、頭書の燃料油類(以下「油類」という。)を、発注者が指定する日に納入場所において納入するものとし、発注者は、これに対し、代金を受注者に支払うものとする。

(仕様書の解釈)

第2条 油類に関する規格等に疑義を生じたときは、発注者の解釈によるものとする。

(数量の増減)

第3条 頭書の買入予定数量は、この契約期間内において発注者が供給を受ける予定を示したものであるから、増減を生じることがあっても、受注者は異議の申立をしないものとする。

(契約保証金)

第4条 受注者は、契約保証金として請負金額の10分の1以上の保証金を発注者の指定する期間内に納付しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

2 前項の保証金の納付は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の4の規定に基づく国債又は確実と認められる有価証券その他の担保をもって代えることができる。

3 第1項の保証金は、第19条第1項の規定により契約を解除した場合は、発注者に帰属するものとする。

4 発注者は、油類の納入契約を締結したときは、直ちに受注者に第1項の保証金を還付しなければならない。その場合においては、利息を付さないものとする。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、次にかかげる行為をしてはならないものとする。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

- (1) この契約の全部又は大部分の履行を第三者に委任すること。
- (2) この契約により生ずる権利もしくは義務を第三者に譲渡し、又は承認させること。

(代理人等の変更)

第6条 発注者は、受注者の代理人、使用人又は労働者のうち著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対しその事由を明示してその変更を求めることができる。

(物価変動等による契約金額の変更)

第7条 発注者及び受注者は、別記の契約単価の変更に関する特約条項に基づき契約単価を改定するものとする。

2 前項に定める場合のほか、物価変動その他予期することのできない事由に基づく経済情勢の激変により、契約金額の単価が著しく不適当であると認められるに至った場合は、発注者受注者協議してこれを変更することができるものとする。

(納入場所等の変更等)

第8条 発注者は、その都合により契約期間又は納入場所を変更することができるものとする。

2 前項の場合において、契約金額を増減する必要があるときは、発注者受注者協議してその金額を増減するものとする。

(納入方法)

第9条 受注者は、発注者から納入すべき油類の数量、納入すべき日時、場所及び船舶を指定して請求があったときは、これに応じなければならない。

2 前項の規定による油類の納入は、発注者が特に指定した場合を除き、その指定する船舶に対する積込み渡しとする。

(積込割増)

第9条の2 受注者は、発注者からの請求により積込みを実施した場合、仕様書に基づき積込割増料金を別に請求することができる。この場合、割増料金は発注者受注者協議して定めるものとする。

(検査)

第10条 受注者は、前条2項の規定により油類を納入するときは、納品書をもって、その旨を発注者に通知するものとし、積込みにあたっては、発注者が検査を行うべきことを命じた職員（以下「検査職員」という。）の数量検査を受けて納入をしなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受けたときは、納入場所において数量の検査を行うものとする。

3 受注者は、納入月の納入予定数量が燃料油については10KL以上、潤滑油については3KL以上の場合には、あらかじめその油類の社内試験成績書及びその油類の一部を発注者に提出して、検査職員による品質及び規格の検査を受けるものとする。

ただし、発注者がその油類の一部を提出させる必要がないと認めた場合は、この限りでない。

4 発注者は、前項の社内試験成績書及び油類の提出を受けた日から、10日以内（以下「検査期間」という。）に、受注者の立会いを求めて所要の検査を行うものとする。ただし、天災地変その他やむを得ない事由により検査をすることができない期間は、検査期間に算入しないものとする。

5 前項の場合において、受注者が検査に立ち会わないとときは、発注者は、単独で検査を行いその結果を受注者に通知するものとし、受注者はこれに対して不服を述べることができない。

6 発注者は、検査職員を命じたときは、その官職及び氏名を受注者に通知するものとする。

7 第3項から第5項までの検査に要する費用及びこれらの検査のため通常生ずべき変質、消耗等による損失は、受注者の負担とする。

(所有権の移転等)

第11条 油類の所有権は、発注者が合格品と認め納入場所において数量の確認をし、第9条第2項の積込みが完了したとき、受注者から発注者に移るものとする。

2 油類が前条第3項の検査に合格しなかった場合は、受注者は、遅滞なく、不合格となった油類を引き取るとともに、直ちに、代わりの燃料油を納入するものとする。この場合において、受注者が不合格となった油類を遅滞なく引き取らないときは、発注者は、受注者の負担においてこれを他の場所に移し、又は第三者に保管を委託することができる。

3 この契約の条項は、前項の規定による代わりの油類の納入について準用する。

4 第1項の確認前において、発注者が既に消費した油類があるときは、その油類については次条の規定を準用する。

(値引受領)

第12条 発注者は、受注者の納入した油類に多少品質及び規格に違う点があつても、使用上支障がないと認めるときは、代金を相当額値引きして、これを受領することがあるものとする。

(代金の支払)

第13条 発注者は、受注者が油類を納入した後提出する適法な支払請求書を受理した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に、第二管区海上保安本部において代金を受注者に支払うものとする。

2 発注者は、受注者から支払請求書を受理した後、その内容の全部または一部が不当であることを発見したときは、その事由を明示して、これを受注者に返付するものとする。この場合においては、その請求書を返付した日から発注者が受注者の是正した支払請求書を受理した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が受注者の故意または重大な過失によるものであるときは、適法な支払請求書の提出がなかったものとして、受注者の是正した支払請求書を受理した日から約定期間を計算するものとする。

(遅延利息)

第14条 発注者は、約定期間内に油類の代金を支払わないときは、受注者に対して遅延利息を支払わなければならぬ。

2 遅延利息の額は、約定期間満了日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年2.5パーセントとする。ただし、受注者が代金の受領を遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払のできなかつた日数は、約定期間に算入せず、または遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

3 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

4 発注者が検査期間内に油類の検査を終了しないときは、検査期間満了日の翌日から検査を終了した日までの日数は約定期間の日数から差引くものとし、又検査の遅延した日数が約定期間の日数を越える場合は、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その越える日数に応じ前3項の例に準じて計算した金額を受注者に支払うものとする。

(納入期限の延伸)

第15条 受注者は、発注者から指定された日に油類を納入できないときは、あらかじめ、遅延の理由および納入可能期日を明示して発注者に納入期限の延伸の承認を求めなければならない。

2 発注者は、前項の請求に対し、支障がないと認めたときは、これを承認するものとする。ただし、遅滞が天災地変その他受注者の責めに帰することのできない事由に基づく場合のほか、遅滞金を徴収する。

(遅滞金)

第16条 前条第2項ただし書の規定による遅滞金は、延伸前の納入期限満了日の翌日から油類の納入の日までの日数に応じ、遅滞1日につき、遅滞油類の契約金額の年3パーセントに相当する金額とする。ただし、その総額が契約金額の10分の1を超える場合は、その超過額は遅滞金に算入しないものとする。

(危険負担)

第17条 第11条第1項の規定により所有権が移転する以前に生じた油類の減失、き損、減耗等による損失は、受注者の負担とする。ただし、その減失、き損、減耗等が発注者の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(契約不適合責任)

第18条 受注者は、油類を納入したとき（第12条の場合にあっては、受注者の保管に係る油類が発注者に返還されたとき。）から3か月間、当該油類の品質及び規格を保証するものとし、この期間内に契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であることが発見されたときは、発注者の請求により、他の良好な油類と引き換えなければならない。また、その契約不適合によって生じた発注者の損害を賠償するものとする。

(契約の解除)

第19条 次の各号の一に該当するときは、発注者は、この契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 受注者から解約の申出があったとき。
- (2) 受注者が発注者から請求があった場合において、指定された日時までに、油類の納入をしないとき又は指定された日時までに納入する見込みがないことが明らかなとき。
- (3) 受注者が第5条の規定に違反したとき。
- (4) 前2号のほか、受注者がこの契約に違反し、そのため発注者が契約の目的を達成することができないとき。
- (5) この契約の履行について、受注者またはその代理人もしくは使用人等に不正の行為があったとき、または、これらの者が発注者の行う検査を妨げ、もしくは妨げようとしたとき。
- (6) 受注者が破産の宣告を受け、または居所不明となったとき。

2 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

3 第1項第1号から第5号及び前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第1項第1号または第2号の場合において、受注者の責に帰すことのできない事由があるときはこの限りでない。

第20条 発注者は、前条に定める場合のほか、自己の都合により契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、受注者に損害が生じ解約後30日以内に請求があるときは、発注者はその損害を賠償するものとする。

2 前項の損害額は、発注者受注者協議して定めるものとする。

（代金の返還）

第21条 前2条の規定により契約が解除された場合において、発注者に返還未済のものがあるときは、受注者はこの返還未済の油類に対する代金を発注者に返還しなければならない。ただし、発注者から未だ代金の支払いを受けていなかったときは、この限りでない。

（相殺等）

第22条 この契約により、発注者が受注者から受けすべき遅滞金、違約金等の金額がある場合において、発注者が当該金額と相殺することができる債務を受注者に対し有するときは、これを相殺するものとする。

2 前項の規定により相殺を行っても、なお発注者において受け金がある場合、または発注者が遅滞金、違約金等を徴収する場合において、受注者が発注者の指定する相当の期限までにこれらの金額を支払わないときは、受注者は発注者に対し遅延利息を支払わなければならない。ただし、当該受け金、遅滞金、違約金が1,000円未満の場合はこの限りでない。

3 第14条第2項および第3項の規定は、前項の遅延利息について準用する。この場合において、同条第2項中「年2.5パーセント」とあるのは「年3パーセント」と、同項ただし書中「受注者」とあるのは「発注者」と、第3項中「100円」とあるのは「1円」と読み替えるものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第23条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(秘密の保全)

第24条 発注者及び受注者は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(紛争の解決)

第25条 この契約の履行について、発注者受注者間に紛議を生じたときは、発注者受注者協議して解決するものとする。

以上契約を証するため、この証書2通を作成し、発注者受注者各1通を保有する。

令 和 年 月 日

住 所 宮城県塩釜市貞山通三丁目4番1号
発注者 氏 名 支出負担行為担当官 第二管区海上保安本部長 * * * * *

住 所 * * * *
受注者 氏 名 * * * * * * * *

物価変動等による契約金額変更に関する特約条項

第1条 この特約は、契約書第7条に基づく特約条項として、契約単価に係る価格改定について、発注者（甲）及び受注者（乙）において公平かつ客観的な基準をあらかじめ定めることにより、適正な価格の取引きと、単価改定の事務手続きに要するコストの縮減及び迅速化を図ることを目的とする。

（契約単価改定基準）

第2条 契約単価の改定基準は以下のとおりとする。

1 基準とする指標

一般財団法人経済調査会発行の「デジタル物価版」（以下「物価版」という。）に掲載される各品目の価格とする。

2 価格調査及び実施者

毎月1回、物価版（月の最後に発行される号）発行時に、甲が実施する。

3 改定単価

基準とする指標に対して、1リットル当たり1円以上の増減があった場合に、当該増減額を改定前の単価に増減した価格を改定単価とする。

1円未満の増減があった場合は、翌月に繰り越すものとする。

4 改定単価適用日

価格調査を実施した日の翌月1日以降納入分から適用する。

（契約単価改定の方法等）

第3条 甲は、前条による新たに改定単価を算定した場合、乙に通知する。乙は、甲から通知された改定単価に異議がある場合は、各月末までに書面により申し立てるものとし、その場合の改定単価は甲乙協議とする。

（急激な物価変動時等の対応）

第4条 物価変動その他予期することのできない事由に基づく経済情勢の激変により、契約金額の単価が著しく不適当であると認められる場合は前3条の定めにかかわらず、契約書第7条2項による契約単価を変更することが出来る。

確認書

件名 : (秋田) A重油買入(単価契約)
(電子入札対象案件)

本案件については、「電子入札方式」により参加します。

令和 年 月 日

会社名等

部 署 名

確認者

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

連絡先 1 :

連絡先 2 :

電子入札方式により参加する方は、本入札に使用するICカード券面の番号を記入してください。

【ICカード券面の番号】「シリアルナンバー（SN）」、「ID」などの項目に続く
10桁の数字・英字（例：14桁、16桁）

【取得者名】

(左つめで記入。「スペーる」分も左詰めで記入。枠不足の際は、追加してください。)

*今回限定した上記のICカード以外を以後において使用した場合、「無効」の入札となることがあります。

* 上に記入する「数字・英字」等は、謁記のないように十分留意してください。

紙入札方式での参加を希望する方は、速やかに「紙入札方式参加願」を提出してください。

委任状

令和 年 月 日

第二管区海上保安本部長 殿

住 所（所在地）

商 号 又 は 名 称

代 表 者 役 職 氏 名

私は、
を代理人と定め、下記の入札に関する一切の権限を
委任します。

記

1 開札日 令和7年2月20日

2 件 名 (秋田) A重油買入(単価契約)

受任者使用印

紙入札方式参加願

1. 件名 (秋田) A重油買入(単価契約)

上記の案件は、電子調達システムを利用しての参加ができないため
紙入札方式での参加をいたします。

令和 年 月 日

資格審査登録番号

企業名称

企業郵便番号

企業住所

代表者氏名

代表者役職

電子くじ番号

(連絡先)

電話番号

メールアドレス

入札者

住所

企業名称

氏名

支出負担行為担当官

第二管区海上保安本部長 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名) :

担当者(会社名・部署名・氏名) :

連絡先1 :

連絡先2 :

※入札者住所、企業名称及び氏名欄は、代表者若しくは委任を受けている場合はその者が
記載、押印する。

※電子くじ番号は、電子くじを実施する場合に必要となるので、000~999の任意の
3桁の数字を記載する。

入札書

一金

入札金額は、予定数量に対する総価とする。

ただし (秋田) A重油買入（単価契約）

貴部局入札・見積者心得及び入札説明書等を承諾の上、入札します。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官
第二管区海上保安本部長 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

連絡先1：

連絡先2：

(注)1.用紙の寸法は、日本産業規格A4判とする。

2.金額は「アラビア」数字で記入する。